

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、融資を受けたいときは・・・』

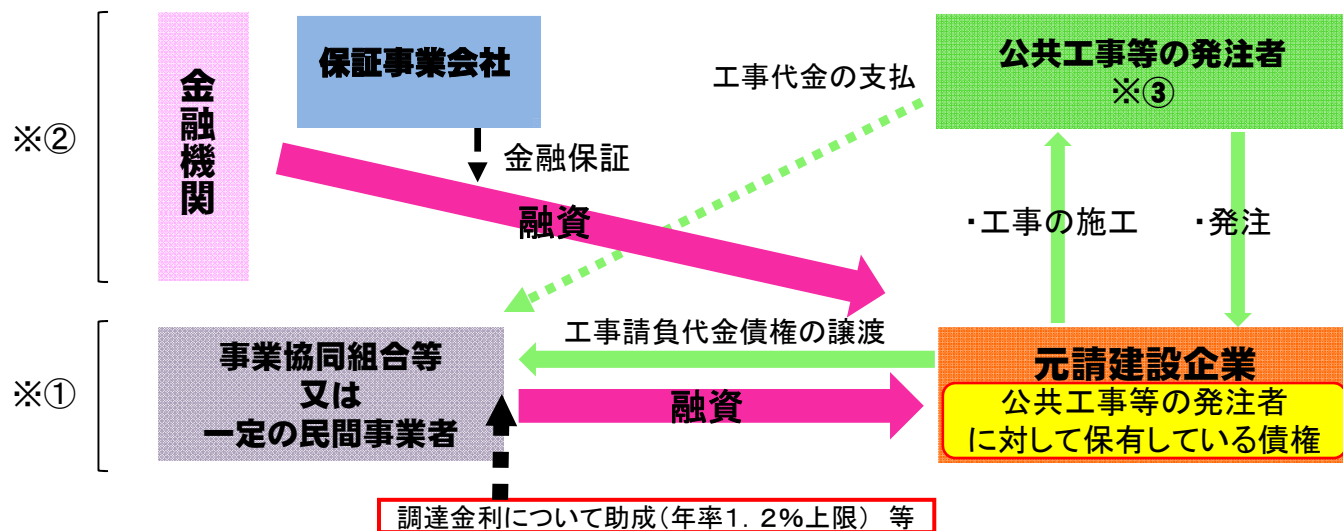
地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！



制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①：工事の出来高部分までの融資（事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資）

※②：工事の出来高を超える部分の融資（保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資）

※③：公共工事・公共性のある一定の民間工事（病院、福祉施設、PFIなど）及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

融資のご相談はこちらへ

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
（順不同）	

～この制度は、平成24年3月末までの時限的措置です～



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（平成23年5月更新）

本制度を実施している事業協同組合等(平成23年5月現在)

(事業協同組合等 39団体)

団 体 名 称	連 絡 先	
社団法人青森県建設業協会	017-722-7611	
社団法人岩手県建設業協会	019-653-6111	
宮城県建設業協同組合	022-263-1266	
社団法人秋田県建設業協会	018-823-5495	
社団法人山形県建設業協会	023-641-0328	
福島県建設業協同組合	024-521-1227	*
社団法人茨城県建設業協会	029-221-5126	
社団法人栃木県建設業協会	028-639-2611	
千葉県建設業協同組合連合会	043-247-3239	
ジェイケー事業協同組合	03-5408-7741	*
都中建協同組合	03-3356-7711	*
石川県総合建設業協同組合	076-244-1554	*
山梨県建設業協同組合	055-235-0608	
長野県建設事業協同組合連合会	026-228-7200	
南城建設協同組合	0577-75-2201	
益田建設業協同組合	0576-52-1165	
高山建設業協同組合	0577-32-2131	
飛騨大野建設業協同組合	0577-35-5577	*
恵南建設業協同組合	0573-56-3338	
清水地区建設事業協同組合	0543-64-5636	
浜松地区建設事業協同組合	053-454-9012	
天竜地区建設事業協同組合	053-926-1562	
滋賀県建設業協同組合	077-524-1748	
協同組合坂浅土木工業会	0749-62-3234	
阪神建設業協同組合	0725-22-6300	
愛媛県建設業協同組合連合会	089-943-5324	*
高知県建設業協同組合	088-872-8962	
中村地区建設協同組合	0880-34-3100	
福岡県建設業協同組合	092-641-5060	*
佐賀県建設工業協同組合	0952-23-0146	
長崎県建設工業協同組合	095-826-9141	*
対馬建設業協同組合	0920-52-0374	
熊本県建設業協同組合	096-364-6726	*
大分県建設業協同組合連合会	097-536-4800	
大分総合建設業協同組合	097-536-3231	
宮崎県建設事業協同組合	0985-23-3691	
鹿児島県建設業協同組合連合会	099-256-4355	*
奄美大島建設業協同組合	0997-52-2721	
沖縄県建設事業協同組合	098-878-1810	*

(民間事業者 3社)

北保証サービス株式会社	011-241-8654	*
株式会社建設経営サービス	03-3545-8534	*
株式会社建設総合サービス	06-6543-2848	*

民間工事に関する融資のお問い合わせについては、建設業振興基金
(03-5473-4575)または上表*の民間工事融資相談窓口で受け付けてお
ります。

融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●融資の対象となる工事の追加

(改正前) 公共工事^(※)

(※) 経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事 等



(改正後) 公共工事に加え、**病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事^(※1)**を対象とする^(※2)。

(※1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事 等
(上記の公共工事に該当するものを除く)

(※2) 発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。

●制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

●融資を開始する期限は、**平成24年3月31日まで**とする。

地域建設業経営強化融資制度

本制度利用の流れ



融資までの流れ

工事完成以後の流れ

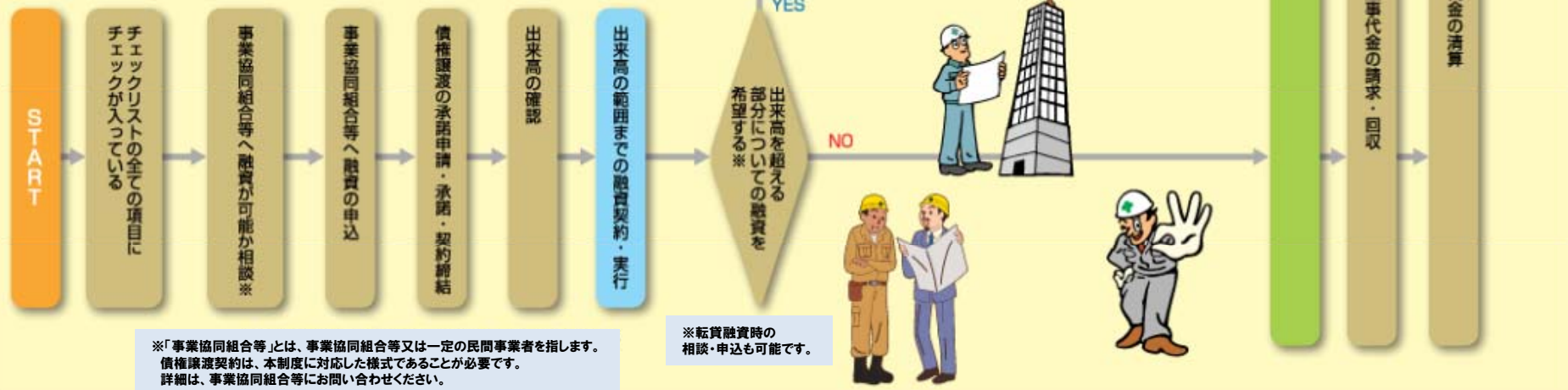
この制度を利用したい方はまずチェック！

チェック欄

チェック項目

- ☐ 資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の中小・中堅建設企業である
- ☐ 対象となる工事が以下のいずれかである
 - ・公共工事(国、地方公共団体等が発注する工事)
 - ・病院、福祉施設、PFI等の公共性のある民間工事
- ☐ 対象となる工事の発注者が債権譲渡を承諾している
- ☐ 低入札価格調査の対象となっていない
- ☐ 対象となる工事の出来高が以下を満たしている
 - ・公共工事の場合：2分の1以上
 - ・公共性のある民間工事の場合：前払がなされた金額以上

注：本制度を利用するためにはこれ以外の条件を満たす必要が生じる場合もあります。



地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ（公共工事の場合）

